

# 令和5年度 長崎地方最低賃金審議会

## 第1回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年8月2日（水） 午前11時00分～午後0時15分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員2名
- 4 議 題：（1）部会長・部会長代理の選出について  
（2）長崎県最低賃金専門部会の公開について  
（3）長崎県最低賃金基礎調査結果等について  
（4）長崎県最低賃金の改正について  
（5）その他
- 5 審議要旨
  - （1）部会長・部会長代理の選出について  
公益委員案により長崎県最低賃金専門部会委員名簿（案）のとおり、部会長及び部会長代理が選出され決定された。
  - （2）長崎県最低賃金専門部会の公開について  
長崎県最低賃金専門部会においても、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」や中央最低賃金審議会、長崎地方最低賃金審議会での状況を踏まえ、原則公開とし、特定の個人または団体の利益が不当に侵害されるおそれ、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は部会長の判断により非公開とすることに決定された。
  - （3）長崎県最低賃金基礎調査結果等について  
最低賃金基礎調査結果（労働者による復元）を配布して説明した。  
この他、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」（令和5年1月～3月）、「長崎労働局業務改善助成金の実績（平成30年度～令和4年度）」についても併せて説明した。
  - （4）長崎県最低賃金の改正について
    - ①労働者側委員の意見
      - ・着実に経済活動はコロナ禍から正常化が進みつつあるが、多くの業界で人手不足が深刻化している。
      - ・昨年の審議でポイントとなった物価高の影響については、直近5月の全国消費者物価指数は前年同月比3.2%と21ヶ月連続で上昇、高水準が続いており、このような中、連合における23年の春季労使交渉（春闘）での賃上げ率は3.66%と30年ぶりの高水準となったが、4月の実質賃金は、3.0%減となり、賃上げ効果の波及が物価高に追いつかず、実質賃金の低下が続いている。
      - ・デフレ経済から脱却するためには、適正な価格転嫁を行い、付加価値を上げるという本質的な課題の解決が必要であることに変わりはない。
      - ・本年6月に県を中心に経営者協会や連合長崎も加わった13団体で、「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結した。労使が連携し、より多くの企業が価格転嫁する事についての機運醸成への働きかけを行うとともに、現場で働く人にもその重要性が理解され、働き方を含めた取引条件の改善、労務費等の上昇分が取引価格に適切に反映されるよう取り組んでいくものである。
      - ・本件における賃上げ状況は、連合長崎全体で10,603円、地場中小で6,814円と、全国の状況と同様に30年ぶりの大幅な賃上げが実施され、長崎でも大きく

報道された。しかし、これは労働組合が組織された労働者に限定されたものであり、未組織労働者までには波及していないというのが現状認識。

- ・最低賃金近傍で働く多くの労働者は、最低賃金が改定されないと賃金が変わらない立場の弱い労働者である。賃金が上がらないと生活できないところまで来ており、最低賃金を確実に引き上げていく事は、従来以上に必要と考えている。

- ・金額提示は次回としたい。基本的には昨年同様「誰もが1,000円」である。とはいえ、39円という目安とその審議の経過も十分に参酌し、本県の抱える課題などを踏まえ自主性も発揮したい。

- ・県内の経済状況や働く者の賃金や家計に与える影響、本県の課題である人口流出の状況など多角的に検討し、三者構成を大切にしながら未来を切り開くための審議を追求したい。

#### ②使用者側委員の意見

- ・例年どおりではあるが、公益委員見解に対して、使用者側の主張が十分に反映されていないことから不満の意を表明しつつ、公益委員見解を各地方最低賃金審議会に示すことはやむなしとなったことを理解しておく必要がある。

- ・今回の目安の決定に関しては、政府の意向に配慮し、公益委員としては、何とか全国加重平均で1,000円を超えた目安を出したように映り必要以上に政府の意向が反映されておりあってはならないことだと思っている。

- ・本来審議のポイントとしては、生計費、賃金、企業の賃金支払能力により目安額を導き出すべきであるにも関わらず、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年比が4.3%だったので、それをもとに目安額を出されているがそのようなルールはない。

- ・中央最低賃金審議会の答申の項目4や項目7に価格転嫁のことが記載されている。価格転嫁対策については、道半ばであり、企業間取引で40%に満たないとのデータもあることから、経済における価格転嫁全体を対象とできていない、またはしづらい面があることにも留意すべきである。

- ・中央最低賃金審議会の答申の項目5と項目6に生産性向上の支援として助成金や税制施策のことが記載されているが、裏を返せば十分ではないから要望するということである。決してこれをやるので最低賃金を引き上げるという理論にはならない。

- ・審議会の中で重視すべき事項として、影響率がある。影響率が20%を超えると廃業や事業の停止に追い込まれる企業もあり、それに伴って失業する労働者も出る。そのことについては、慎重に見ておく必要があり、3要素、賃金改定状況調査結果の第4表については大事に見ていきたい。

- ・中小企業には人件費増加の負担が重くのしかかっている。物価高騰、進んでいない価格転嫁、不十分な助成金・税制対策もあり、経営努力だけではカバーできない。

#### ③公益委員の意見

意見の表明は特になし。

#### (5) その他

- ①次回以降の審議日程を次のとおりとした。

- ・第2回専門部会 8月4日(金) 9:00~

- ・第3回専門部会 8月10日(木) 9:00~